

犬山市

都市計画マスタープラン 緑の基本計画

見直し方針（案）

令和8年8月

犬山市都市整備部都市計画課

1 背景・目的

1) 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の指針としての役割を果たすものです。（都市計画運用指針）

現行の犬山市都市計画マスタープラン（現行都市マス）は、都市づくりに対する取り組みや昨今の社会情勢などを踏まえつつ、次の10年後、20年後のまちづくりの将来像を見据え、愛知県の「都市計画区域マスタープラン」や「第6次犬山市総合計画」に即し令和5（2023）年3月に策定しました。

現行都市マスの計画期間は、策定から8年後となる令和12（2030）年度を目標年次としており、中間見直しのタイミングを迎えています。また、上位計画である第6次総合計画前期基本計画が終了し、後期基本計画の策定作業が進められています。

これらを踏まえ、本計画で掲げている都市づくりの基本理念や目標を実現するために、都市計画を取り巻く潮流や都市構造の変化、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会・経済活動が正常化するなかで、これまで実施してきた各種施策・事業を検証し、都市計画マスタープランの内容について見直しを行います。

2) 緑の基本計画

緑の基本計画は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画を策定できることとしたものです。（都市緑地法運用指針）

本市の緑の基本計画は、都市計画マスタープランと密接な関係を有し、その一部と捉えられることから、本計画の将来都市構造や土地利用をはじめとする分野別の方針と整合を図りながら、同時かつ一体的に令和5（2023）年3月に策定しました。

気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるため、令和6（2024）年に都市緑地法等の一部が改正されました。

法改正やこれまで実施してきた各種施策・事業を検証し、緑の将来像を実現するための施策や事業の内容について緑の基本計画の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

第6次犬山市総合計画

本市における最上位に位置づけられる計画で、長期的かつ計画的な行政運営を進める上での総合的な指針となるもの
(令和4年度策定予定)

尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

愛知県が広域的な見地から、本市を含む都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて道筋を明らかにしたもの
(平成30年度策定)

即する

即する

犬山市都市計画マスタープラン

- ・本市の都市計画の総合的な指針であり、全体構想と地域別構想で構成

【全体構想】

目指すべき将来像の実現に向け、個々の都市計画（将来の土地利用、都市施設の整備等）の大きな方針（都市づくり全体の道筋）を明らかにしたもの

【地域別構想】

市内を5つの地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにしたもの

犬山市緑の基本計画

- ・本市の緑に関する総合的な指針であり、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- ・「緑地の保全及び緑化の目標」と「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を定めることが必須
- ・その他必要に応じて「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項」「都市公園の管理の方針及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項」等を定めることが可能

犬山市立地適化正計画

- ・都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、犬山市都市計画マスタープランの一部と見なされるもの

連携

関連計画

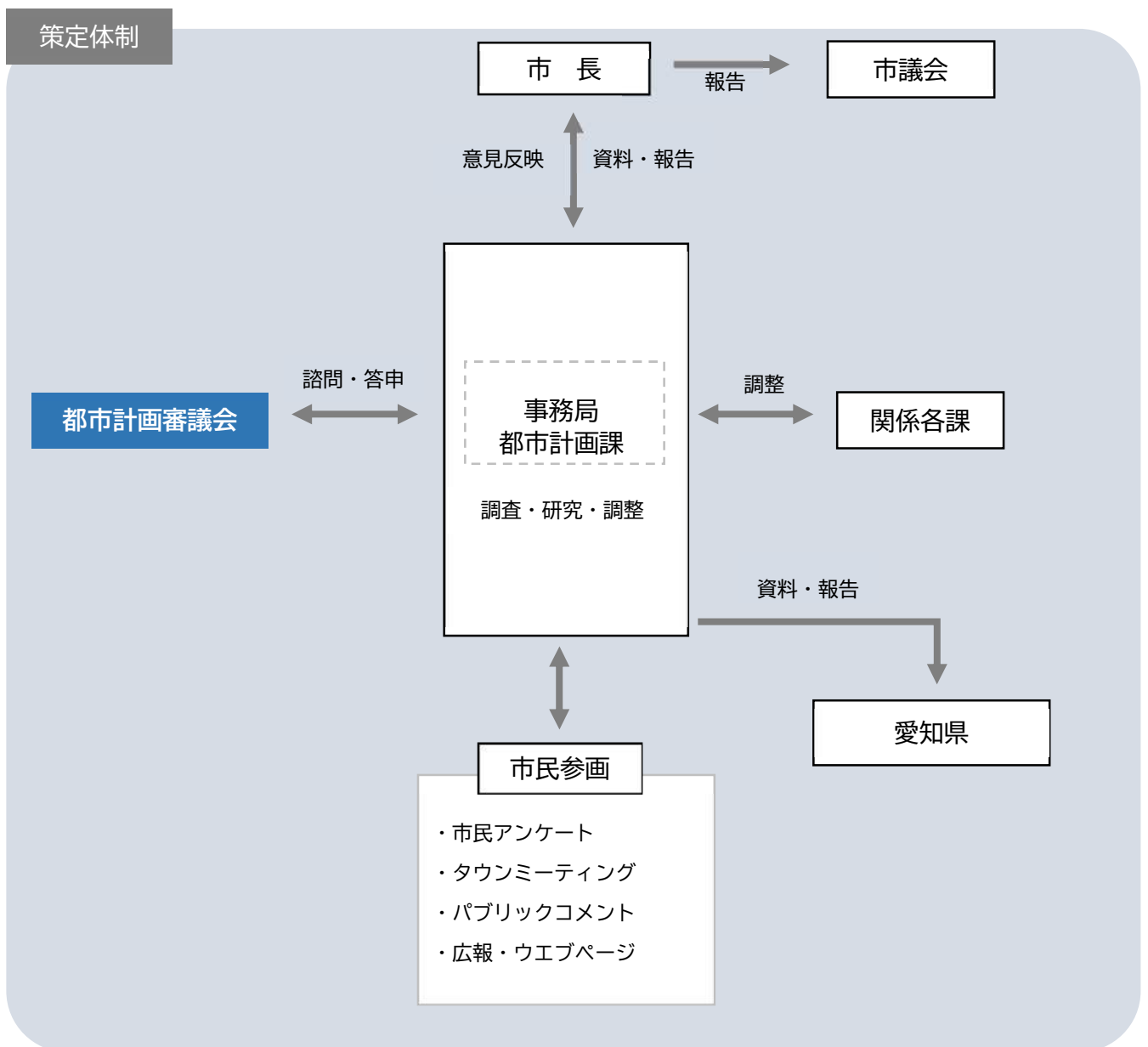
- ・犬山市公共施設等総合管理計画
- ・犬山市観光戦略
- ・犬山市農業振興地域整備計画
- ・犬山市空家等対策計画
- ・第2次犬山市環境基本計画
- ・犬山市地域防災計画
- ・犬山市景観計画
- ・犬山市森林整備計画
- ・犬山市国土強靱化地域計画
- ・犬山市歴史的風致維持向上計画
- 等

3 見直し体制

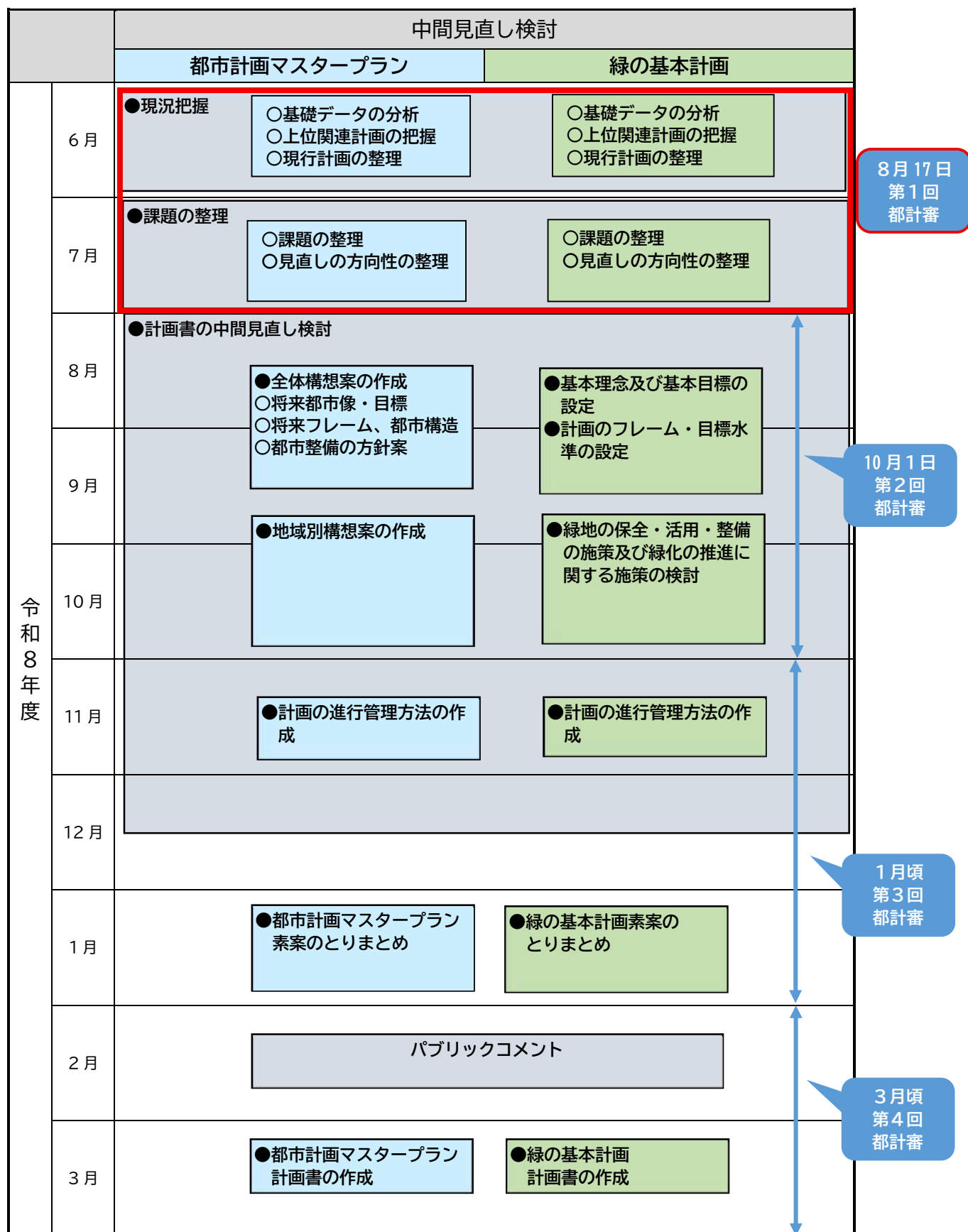
本計画は、都市計画課が原案を検討し、都市計画審議会での協議を踏まえて策定します。

また、第6次犬山市総合計画後期基本計画の策定と共に、市民アンケート、タウンミーティング、パブリックコメントの実施等により、市民意見の反映に努めていきます。

■本計画の策定体制



4 見直し検討フロー



5 上位・関連計画の変化

1) 第6次犬山市総合計画（後期基本計画策定にむけて）

（1）策定の背景

犬山市では、令和5（2023）年3月に「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうろう 豊かさ実感都市 犬山」をまちの将来像とする第6次犬山市総合計画（以下「第6次総合計画」という。）を策定しました。

本計画を構成している「基本構想」「基本計画」「実施計画」のうち、「基本計画」については、令和8（2026）年度で前期基本計画（計画期間：令和5（2023）年度から令和8（2026）年度まで）が満了を迎えます。そこで、計画策定後に生じた新たな課題や社会情勢への対応、まちづくりの達成状況を踏まえた計画的な取組を実施するため、令和9（2027）年4月を始期とする後期基本計画（計画期間：令和9（2027）年度から令和12（2030）年度まで）を策定します。

（2）計画期間と構成

総合計画は、市の最上位の計画であり、「基本構想※」、「基本計画※」及び「実施計画」の3部構成となっています。今回の策定対象は、後期基本計画を対象としています。



参考：犬山市人口ビジョンについて

令和4年度策定時での人口推計及び令和42(2060)年の目標人口をもとに算出したものですが、全国的な人口減少傾向と同様に、人口減少トレンドは一貫しており、基礎的な推計の考え方に大きな変化がないため、同ビジョンの見直しも行いません。

2) 国土形成計画の策定

国土形成計画(全国計画) 概要

2023年(令和5年)7月閣議決定

新たな国土の将来ビジョン

計画期間: 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年期

時代の重大な岐路に立つ国土《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

- ・未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- ・巨大災害リスクの切迫(水災害の激甚化・激甚化、巨大地震・津波、火山噴火、豪雪等)
- ・気候危機の深刻化(2050年カーボンニュートラル)、生物多様性の損失

コロナ禍を経た暮らし・働き方の変化

- ・テレワークの進展による転勤なき移住等の場所に縛られない暮らし・働き方
- ・新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

- ・DX、GXなど加速する国際競争の中での競争力の低下
- ・エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- ・東アジア情勢など安全保障上の課題の深刻化

豊かな自然や文化を有する多彩な地域からなる国土が次世代に引き継ぐための未来に希望を持てる国土の将来ビジョンが必要

目指す国土の姿「新時代に地域力をつなぐ国土・列島を支える新たな地域マネジメントの構築」

デジタルとリアルとの融合による
活力ある国土づくり
～地域への誇りと愛着に根拠した地域価値の向上～

巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する
安全・安心な国土づくり
～災害等に備え、いざやで強い国土～

世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む
個性豊かな国土づくり
～森の国、海の国、文化の国～

国土づくりの戦略的視点 ①民の力を最大限発揮する官民連携 ②デジタルの徹底活用 ③生活者・利用者の利便の最適化 ④縦割りの打破(分野の垣根を越える横断的の発想)

※南北に細長い日本列島における国土全体の遠隔強化

※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

〈広域的な機能の分散と連結強化〉

- ・中核中核都市等を核とした広域圏の自立発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の遠隔強化を図る「全国的な面状ネットワーク」の形成
- ・リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化
- ・生活に身近な地域コミュニティの再生(小さな拠点等を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生)
- ・地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

国土構造の基本構想「シームレスな拠点連結型国土」

デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換

東京一極集中の是正(地方と東京のwin-winの関係構築)

国土の多様性(ダイバーシティ)、包摂性(インクルージョン)、持続性(サステナビリティ)、強靱性(レジリエンス)の向上

デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

- ・「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- ・生活圏人口10万人程度以上を一つの目安として安定した地域づくり(地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとらわれない地域間の連携・補完)
- ・「共」の視点からの地域経営(サービス活動の集約、集約による「集約」の価値)
- ・主体の連携、事業の連携、地域の連携
- ・デジタルの徹底活用によるリアルな地域空間の質的向上
- ・デジタルインフラ・データ連携基盤、デジタル社会基盤整備の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの浸透の加速化
- ・地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジタル中山間地域、離島を核とした地域生活圏など、デジタル活用を核としたリアル空間での利便性向上
- ・民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

地域の安全・安心、暮らしと経済を支える国土基盤の高質化

- ・防災・減災、国土強靱化、生活の質の向上、経済活動の下支え
- ・「超」・「超」に即した国土基盤の充実・強化
- ・戦略的マネジメントの徹底によるストック政策の最大化

地域を支える人材の確保・育成

- ・包摂社会に向けた多様な主体の参加と連携
- ・こどもまんなかまちづくり等のこども・子育て支援、女性活躍
- ・関係人口の拡大・深化

持続可能な産業への構造転換

- ・DX、GX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- ・既存コンパクト等への水素・アンモニア等への転換を通じた持続可能な産業の強化・再生
- ・スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼ぐ力の向上 等

グリーン国土の創造

- ・広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30x30の実現、グリーンインフラの推進等を通じたネットワーク化)
- ・カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり(地域共生型再生エネルギー導入、ハイブリッドダム等) 等

人口減少下の国土利用・管理

- ・地域管理機構等による国土の最良利用・管理、減価減税、自然資本との統合等の観点からの機能再編成
- ・所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- ・地産空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX 等

新しい資本主義、デジタル田園都市国家構想の実現

分野別施策の基本的方向

- 地域の整備(コンパクトネットワーク、農山漁村、条件の異なる地域への対応等)
- 産業(国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等)

- 文化・スポーツ及び観光(文化が育み、文化が活かされる地域社会、観光振興による地域活性化等)
- 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ

- 防災・減災、国土強靱化
- 国土資源及び海域の利用と保全(農地、森林、健全な森林、海洋・海域等)
- 環境保全及び景観形成

計画の効果的推進

広域地方計画の策定・推進

- 地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施
- 広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

中部圏広域地方計画 概要版 (対象区域: 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

広域地方計画 (令和8年6月30日国土交通大臣決定)

現状・課題

- 変化にともなう多様な自然環境
- 変化にともなう歴史・多様な文化

- 多様な分散型の地域構造

- ゆとりある生活環境

- 南海トラフ地震の切迫

- 若者・女性の圏外転出

- 訪日外国人対応や観光産業の生産性向上

- リニア中間駅を核とした新たな広域圏形成

- 産業等の強み・客観的な把握

- 将来像・目標

- 将来像を実現するための5つの観点

- 広域連携プロジェクト

- 1.暮らしやすさ・地域力向上

- 2.快適・安全安心な生活環境実現プロジェクト

- 3.ひとづくり・つながり構築プロジェクト

- 4.国土強靱化プロジェクト

- 5.環境・国土サステナビリティプロジェクト

- 6.世界をリードする産業振興プロジェクト

- 7.日本中央回廊を核とした圏域拡大プロジェクト

- 8.新時代の観光交流促進プロジェクト

- 9.他圏連携プロジェクト

- 10.他圏連携プロジェクト

- 11.他圏連携プロジェクト

- 12.他圏連携プロジェクト

- 13.他圏連携プロジェクト

- 14.他圏連携プロジェクト

- 15.他圏連携プロジェクト

- 16.他圏連携プロジェクト

- 17.他圏連携プロジェクト

- 18.他圏連携プロジェクト

- 19.他圏連携プロジェクト

- 20.他圏連携プロジェクト

- 21.他圏連携プロジェクト

- 22.他圏連携プロジェクト

- 23.他圏連携プロジェクト

- 24.他圏連携プロジェクト

- 25.他圏連携プロジェクト

- 26.他圏連携プロジェクト

- 27.他圏連携プロジェクト

- 28.他圏連携プロジェクト

- 29.他圏連携プロジェクト

- 30.他圏連携プロジェクト

資料: 国土交通省

3) 都市緑地法の一部改正

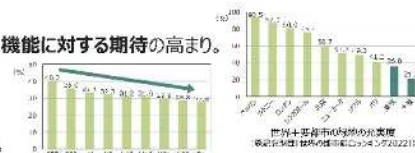
都市緑地法等の一部を改正する法律

公布 令和6年5月29日
施行 令和6年11月8日

国土交通省

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、エネルギーの効率的利用の取組等を進めることも重要。



改正の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】
 - ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
 - ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。
- ②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】
 - ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】
 - ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「機能維持増進事業」として位置付け。
 - ※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区
 - ・特別緑地保全地区※で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。＜予算＞（実施に当たり都市計画図の充当が可能）
- ②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都市開発法】
 - ・都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構の指定制度を創設。



3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都市開発法】
 - ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が満たすべき措置に関する指針を国が策定。
 - ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度を創設。
 - ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。



- ②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】
 - ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定する制度を創設。
 - ・上記認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援。＜予算＞

予算・税制措置と併せて「まちづくりGX」を推進

11

緑の基本方針の概要（令和6年12月20日国土交通大臣策定）

国土交通省

意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す						
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献						
	人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する						
	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく						
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等						
	多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金を受入れるなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要						
	緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施						
	緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成						
実現のための施策	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進						
	行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 ・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・地方公共団体に対する技術的支援						
	民間による緑地の保全・創出の促進 ・良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 ・民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進						
	価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進						
	「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 ・都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）						
	「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）						
	コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの連携						
	まちづくりDXとの連携等						

19

参考：国土交通省資料

4) 犬山市立地適正化計画（防災指針）の策定

犬山市では令和6年3月に犬山市立地適正化計画を策定しています。当該計画は都市計画マスタープランの一部で、コンパクトなまちづくりの推進、居住や都市機能の一定エリアへの誘導を目指すものです。また、居住や都市機能を誘導する居住誘導区域や都市機能誘導区域における都市防災の機能確保の指針である防災指針も併せて記載しています。

都市計画マスタープランの見直しにあたっては、防災指針に記載している防災まちづくりの方針を都市防災の方針に反映することとします。

■防災指針における取組内容

種別	取組方針	具体的な取り組み
共通	◇想定される災害リスクの周知徹底 ◇地域の特性を踏まえた市民等との協働による警戒避難体制の整備・強化	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） ■災害の種類に応じた適切なハザード情報の周知啓発 ■地域防災力の向上 ■避難場所及び避難路の確保 ■防災人材の育成 ■効果的な防災教育・啓発等の推進 ■地区防災計画の策定促進 ■要配慮者等への支援体制の整備 ■事前復旧・復興体制の整備
洪水	◇国・県・市の連携、協力によるハード、ソフトを組み合わせた浸水対策の推進	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） ■流域治水プロジェクトの推進
	◇土地利用と一体となった浸水対策の検討	リスクの低減（ソフト） ■中長期的な視点に立った土地利用の検討 ■農地の適切な保全
	◇住宅等における浸水対策の周知啓発や支援制度の検討	リスクの低減（ソフト） ■浸水リスクに対応した住まい方の促進
内水	◇国・県・市の連携、協力によるハード、ソフトを組み合わせた浸水対策の推進	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） ■流域治水プロジェクトの推進
	◇浸水想定や浸水被害の状況を踏まえた段階的な雨水排水施設の整備や雨水の流出抑制施策の推進	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） ■主要な雨水排水施設の整備 ■雨水貯留施設の設置支援・啓発
ため池	◇ため池の適正な保全と多面的機能の活用	リスクの低減【ハード】 ■ため池の適正な保全・活用
土砂災害	◇土砂災害リスクが高い区域における安全（回避）対策の促進	リスクの回避 リスクの低減【ハード】 ■土砂災害に対応した住まい方の促進
		リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） ■土砂災害を未然に防止・軽減する対策の促進
地震（火災）	◇建物・インフラ等の耐震化の促進 ◇家屋等の倒壊対策や延焼防止対策の促進	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） ■住宅・建築物等の耐震化の促進 ■家具等の転倒防止対策の促進 ■火災に強いまちづくりの推進

◆＝ハード対策 ◇＝ソフト対策

5) 愛知県自転車活用推進計画の策定

愛知県自転車活用推進計画は愛知県の定める自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

自転車は、身近な交通手段であり、環境への負荷の低減、災害時における移動手段の確保、国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するもので、近年その活用について重要性が増しており、市町村のまちづくりにおいても対応が求められています。

愛知県自転車活用推進計画の概要(2019~2026年度)		
1. 計画の位置付け 愛知県の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付ける。「都市環境」「健康」「観光」「安全」に関する関連計画と相互に連携することで本計画の目的達成に繋げていく。	2. 計画期間 第20回アジア競技大会を見据え、2026年度までとする。	3. 基本理念 元氣と暮らしやすさを育む 安全で快適な自転車利用の推進
【目標1】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 施策1 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定促進(新規) 施策2 自転車通行空間の計画的な整備の推進 施策3 違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保 施策4 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進 施策5 情報通信技術の活用推進(新規) 施策6 環境にやさしい交通手段としての自転車の利用促進 施策7 公共的な交通であるシェアサイクル等の普及促進 施策8 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備  ▲自転車通行空間の整備イメージ ▲主要地方道豊橋湖西線(豊橋市) 【評価指標(新規)】 一部数値 ・施策1 市町村自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画策定した市町村数 [目標値] 21市町村 ・施策2 県管理道路における自転車通行空間整備延長 [目標値] 87km	【目標3】サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現 施策12 国際的なサイクリング大会等の推進 施策13 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出 【評価指標(新規)】 一部数値 ・施策13 太平洋岸自転車道にあるサイクルステーションの観光入り込み客数 [目標値] 3,665,356人  ▲太平洋岸自転車道(志路ヶ浜付近)(田原市) ▲第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)	
【目標2】自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿あいち」の実現 施策9 サイクスポーツ振興の推進 施策10 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進 施策11 自転車通勤の促進 【評価指標(新規)】 一部数値 ・施策11 あいちエコモビリティ推進協議会構成員数 [目標値] 375団体・名	【目標4】自転車事故のない安全で安心な社会の実現 施策14 自転車の点検整備の促進等 施策15 自転車の安全利用の促進 施策16 学校における交通安全教育の推進 施策17 [再掲]自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定促進(新規) 施策18 [再掲]自転車通行空間の計画的な整備の推進 施策19 災害時における自転車活用の推進 施策20 自転車損害賠償責任保険等への加入促進(新規) 【評価指標(新規)】 一部数値 ・施策15 自転車乗用中の死傷者数 [目標値] 4,900人以下	
計画の推進体制とフォローアップについて 本計画に定めた目標を達成するためには、県の関係部署、関連団体がそれぞれ役割を担い、連携して施策の推進を図る必要がある。 本計画に関連する施策は多岐にわたることから、「愛知県自転車活用推進会議」において、継続的に取り組む。		

6) 市街化調整区域内地区計画運用指針の改定

本市では、都市計画法第34条第10号に基づく開発許可等の前提となる市街化調整区域内地区計画の適切な運用を図るため、令和3年に、その基本的な考え方を示す「犬山市市街化調整区域内地区計画運用指針」を策定しました。

その後、重要な政策課題である定住人口の維持・確保に対応するため、令和7年には市独自の基準を追加するなど、市街化調整区域における地域の実情や土地利用方針に即した地区計画の運用が図られるよう、同指針を全面的に改定しました。

このため、市街化調整区域における新たな土地利用の方向性を計画に位置づける際は、同指針との整合を図りながら、その内容を検討する必要があります。

6 まちづくりの潮流の変化

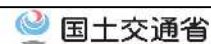
1) 官民連携まちづくり

近年、まちづくりや地域づくりにおいて、行政と民間事業者等がそれぞれの強みを活かしながら連携する官民連携の重要性が一層高まっています。特に、既成市街地の再生・活性化においては、民間のノウハウや活力を取り入れた取組が広がっています。

また、国土形成計画に掲げられた「地域生活圏」の形成においても、行政のみで地域の暮らしやサービスを支えるのではなく、民間事業者や地域団体等の多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むことが重視されています。

本市においても、こうした官民連携の視点を取り入れながら、市街地や集落地における土地利用や市街地整備、生活利便性の確保などについて検討していくことが求められます。

国土形成計画における「地域生活圏」のポイント



- 地方公共団体における人的、財政的な制約の拡大が懸念される中、公共性の高い生活サービスの提供を、これまでのように**行政主導のみでは限界。可能な限り地域づくりに貢献する民間主体に様々な活動・サービスを委ねていく民主導の官民連携による地域経営の発想への転換が必要。**

(資料：国土交通省 国土審議会地域生活圏専門委員会 とりまとめ報告書 概要資料より抜粋)

2) 自転車を活用したまちづくり

国土交通省では、自転車の活用を一層推進するため、令和 12 (2030) 年度までを計画期間とする「第 3 次自転車活用推進計画」を策定しています。同計画では、自転車の活用をまちづくりや交通政策と一体的に捉え、人と地域が調和した持続可能な社会の実現を目指すためのビジョンを掲げており、今後のまちづくりにおいて、自転車の活用が求められています。

2. ビジョン

法の目的や基本理念を踏まえ、令和12 (2030) 年度までに目指す姿を示した本計画のビジョンを以下のとおり掲げる。

安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す

(資料：国土交通省 第3次自転車活用推進計画)

3) 公共施設・インフラ資産の老朽化への対応

今後、建設から50年以上経過するインフラの割合が加速度的に増加し、老朽化が懸念されます。一方、地方の人口減少は、小規模都市から中規模都市へ加速化し、人口減少による地域社会の変化に即応したインフラの維持管理、撤去・集約化等が喫緊の課題となっています。

老朽化した社会資本①

- 高度経済成長期以降に集中的に整備した社会資本が**加速度的に高齢化**。
- 予防保全により維持管理・更新費用の縮減に取り組むことで、**30年後の維持管理・更新費は事後保全に比べて約5割縮減**。

建設後**50年以上経過**する社会資本の割合が**加速度的に進行**。(道路橋では2030年に約55%)



国土交通省管インフラを対象に30年後の維持管理費・更新費を推計したところ、「**事後保全**」の場合**約2.4倍**になるが、「**予防保全**」に取り組むことで**約1.3倍**に抑えることができる見込み。



例えば、道路橋においては、**緊急又は早期に措置すべきもの**(判定区分Ⅲ・Ⅳ)が**約5万9千橋**(※1)。このうち、地方公共団体における修繕等の**措置の着手率は半数未満**に留まる(2022年度末時点)。



I	社会	劣化等の影響が深刻な状態にある。
II	交通安全	劣化等の影響が深刻な状態にある。事故発生等の危険性が高い。
III	早期措置	劣化等の影響が深刻な状態にある。早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置	劣化等の影響が深刻な状態にある。緊急に措置を講ずべき状態。

判定区分Ⅳ(緊急措置)の橋梁等では応急措置ができない場合などに「通行止め」「通行規制」が発生するなど、社会的影響が大きい。

(資料：国土交通省)

4) グリーンインフラの活用

国土交通省では、国土形成計画（平成 27 年 8 月閣議決定）等を踏まえ、令和元年にはグリーンインフラ推進戦略(令和 5 年 グリーンインフラ推進戦略 2023 に全面改訂)を公表し、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、グリーンインフラに関する取組を推進してきました。

持続可能な開発目標（SDGs）推進の機運も高まっていることから、SDGs と親和性が高く、多くの社会的課題の解決策となる可能性を有するグリーンインフラを、多様な主体の連携のもと推進していくことが求められています。



グリーンインフラの取組事例 国土交通省

I 気候変動・防災・減災に関するもの

水質浄化や防災機能も併せ持つ「雨庭」
歩行者ネットワークの整備によるウォーカブルなまちづくり
雨水流出抑制および「あまみず」活用技術

 西葛地川交差点（東京都東葛市）
 南島川グランベリーパーク（東京都町田市）
 Green Infrastructure Model（東京都杉並区）

II 緑と水の豊かな生活空間の形成に関するもの

緑豊かな生活空間の形成
多自然型公園の活用
多自然型公園の活用
多自然型公園の活用

 小田原緑上高層住宅の街づくり（東京都千代田区）
 東京ポートシティ葛西（東京都葛西区）
 Edible KAYABARI project（東京都中央区）

III 投資や人材を呼び込む都市空間の形成に関するもの

自然環境と調和したオフィス空間
都市を再生しながら自然を再生
まちづくり・心とくつくりの拠点整備、森林の活用

 ニ子エ川ライズ（東京都目黒区）
 大寺町の森（東京都千代田区）
 にぎわいの森（三重県いなべ市）

IV 生態系保全や地域振興に関するもの

コロナ禍で生態系に注目した、自然環境の活用
多自然型公園の活用
多自然型公園の活用

 門川川（兵庫県）改修事業（兵庫県芦屋市）
 葛西川（千葉県）改修事業（千葉県葛西市）
 キリンビール葛西工場（千葉県葛西市）

2

（資料：国土交通省）

5) あらゆるリスクに備えるしなやかな国づくり

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災や減災、さらには迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進することの重要性が認識されました。これを受け、平成25年12月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、翌年の平成26年6月には、同法に基づき「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

さらに、防災・減災の主流化を図りつつ、この国土強靱化基本計画に基づいた防災まちづくりの取り組みも、あわせて進められています。



防災・減災が主流となる社会

- 気候変動の影響により顕著化・激甚化した災害によって、各地で甚大な被害が発生。避難所下で被害が発生すれば、道路などライフラインの機能停止のみならず、感染症対応の最前線である医療機関や自治体の機能喪失も想定
- 安全・安心を確保し、国民の命と暮らしを守るため、災害リスクに対する脆弱性を克服することを持ったなしの戦略であり、防災・減災が主流となる社会を構築することが必要不可欠

防災・減災が主流となる社会

- ・ 災害から国民の命と暮らしを守るため、行政機関、民間企業、国民一人ひとりが、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会

防災の主流化 (Mainstreaming Disaster Risk Reduction)

- ・ 国連国際防災戦略 (UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction) が2005年に策定したガイドラインにおいて、各国政府が防災政策の先導者となること、全ての開発政策や計画に防災の考慮を盛り込むこと、防災に関する投資を奨励すること、といった主旨で使用
- ・ 2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組の中で「防災の主流化」の取組の推進が期待され、同年8月に策定した国土強靱化計画に「防災の主流化」を掲げることになった

※国連国際防災戦略 (UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction)

近年の自然災害による被害の例

平成29年熊本地震



阿蘇大橋地区の大規模土砂災害

令和元年東日本台風



千曲川における洪水被害状況

平成30年北海道胆振東部地震



厚岸町の大規模土砂災害

令和2年7月豪雨



瀬戸川における西瀬堤の決壊

防災・減災が主流となる社会の実現に向けた取組方針

- ・ 行政プロセスや経済活動、事業に様々な主体を巻き込み、防災・減災の観点を取り入れた取組を進めていくことにより、防災・減災に関する国民意識を普段から高め、事前に社会全体が災害へ備える力を向上させる

取組の例

流域全体で取り組む

一河川単位だけでなく、流域のあらゆる関係者を対応する。等



災害リスク情報を活用する

一災害ハザードマップにできる以上の活用を促す。等



地域における自助・共助の醸成を促す

一ハザードマップを活用してマイ・タイムラインを構築する。等

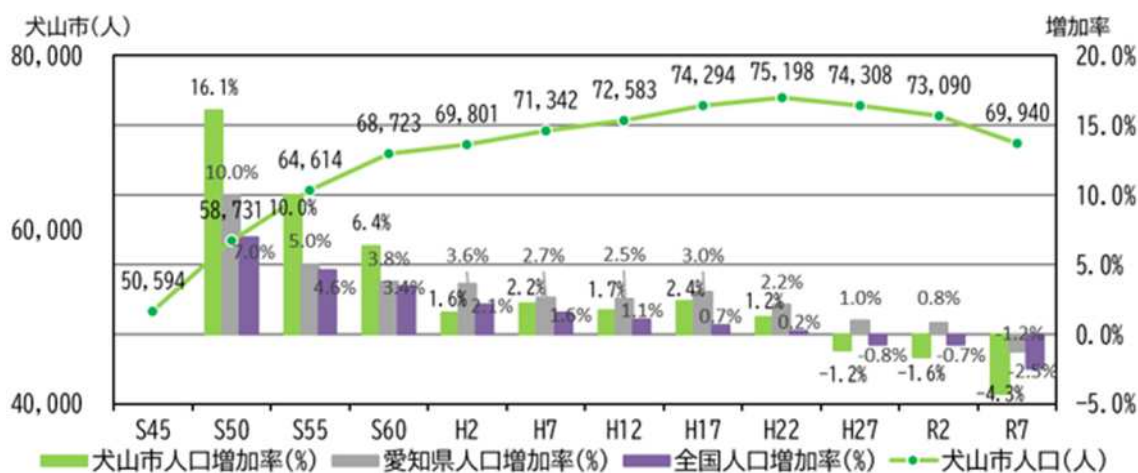


7 都市に係る数値の変化・推移

1) 現況整理

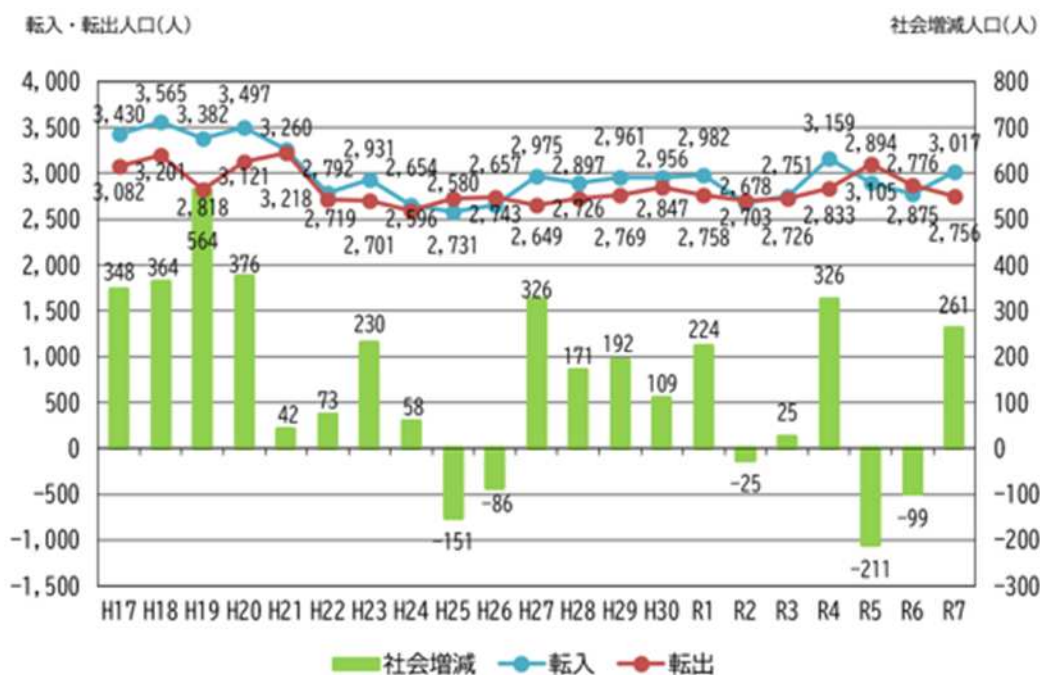
(1) 人口・都市構造の視点

- ・人口は、増加率が鈍化しながらも増加を続けていましたが、平成 21 年（2009 年）をピークに減少に転じています。
- ・今後、この人口減少の傾向は継続していくことが予測されています。



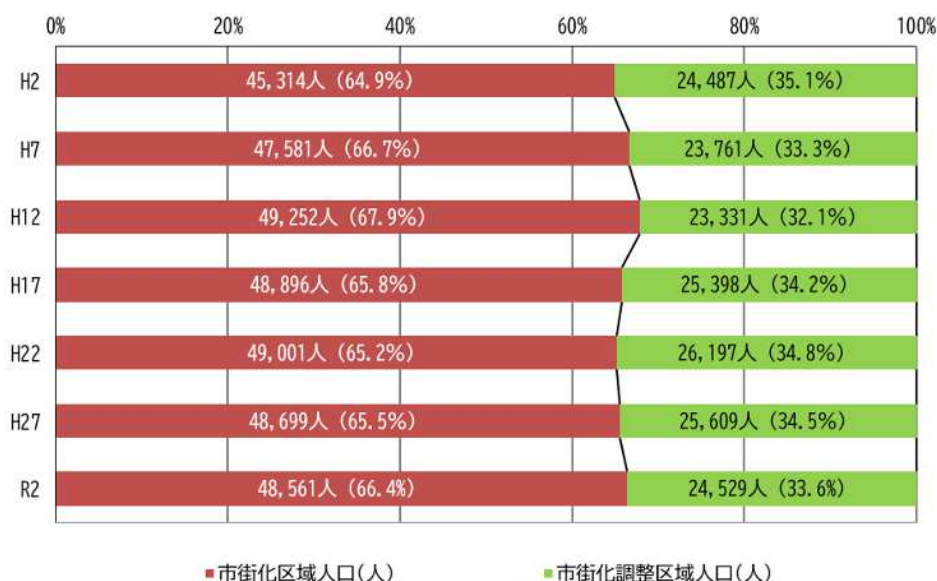
■図 人口の推移（資料：国勢調査）

- ・人口の社会動態をみると、平成 27 年（2015 年）以降は社会増で推移していましたが、令和 5 年（2023 年）以降は減少に転じています。

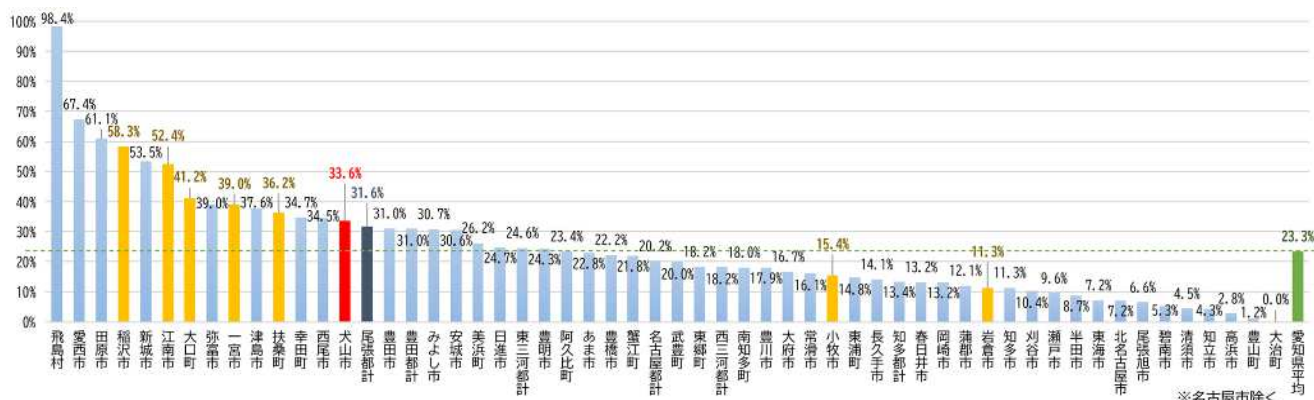


■図 社会動態（資料：住民基本台帳）

- ・市街化調整区域には、四季の丘・もえぎヶ丘等の住宅団地や集落地が分布し、市全体人口の33.6%が市街化調整区域に居住しています。
- ・本市の市街化調整区域において居住する人口の割合は、尾張都市計画区域にある市町の平均とほぼ同程度となっています。

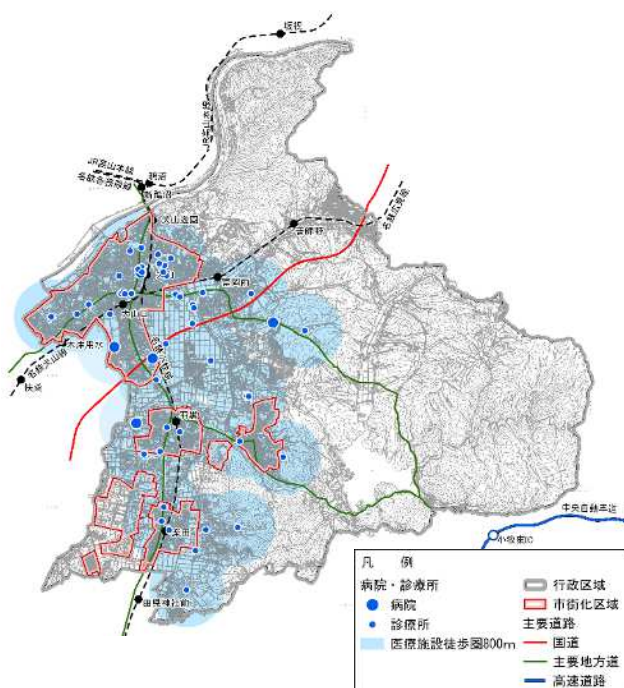


■図 市街化区域と市街化調整区域の人口内訳の推移（資料：都市計画基礎調査）

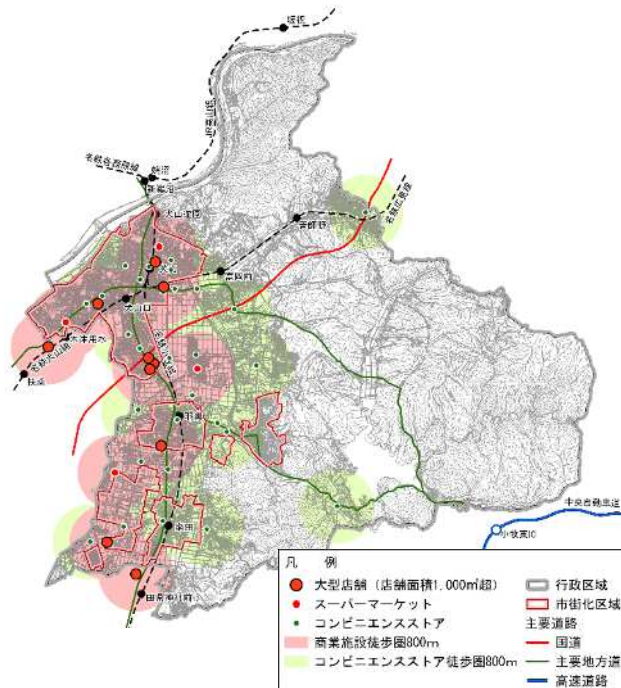


■図 愛知県市街化調整区域人口割合の比較（R2）（資料：都市計画基礎調査）

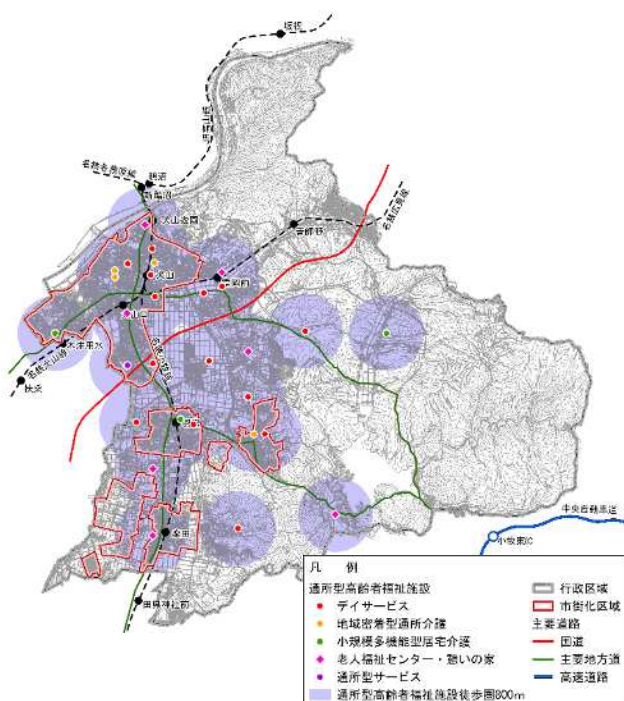
- ・医療、商業、福祉、子育てといった日常生活に密接に関連する都市機能は、市街化区域である犬山駅周辺の中心市街地や羽黒、楽田等の駅周辺地区などに広く立地し、概ね徒歩圏に分布しています。
- ・市街化調整区域については、都市機能の徒歩圏に含まれる集落地等が比較的多いものの、中山間部の集落地等では、都市機能が不足しています。



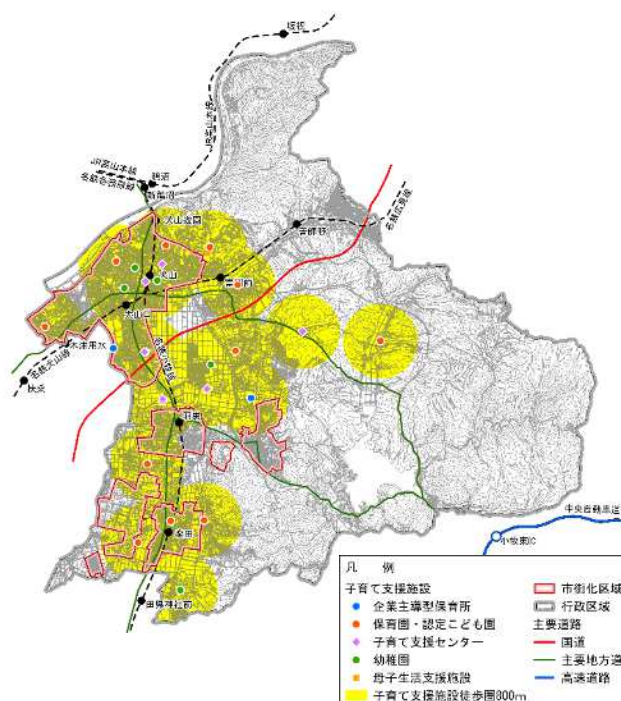
(資料：犬山市、病院名簿及び診療所名簿 (R7.10))



(資料：2026 全国大型小売店総覧、i タウンページ (R8))



(資料：犬山市、厚生労働省介護情報サービス公表システム (R8.6))



(資料：犬山市)

■図 都市機能分布状況

- ・市内に大型小売店は、8店立地しており、全てが最寄り品の販売店となっています。
- ・犬山市から約3kmの大型小売店（買回り品）は、15店立地しています。

■表 大型小売店舗等

	施設名	販売品	
1	犬山キャスタ（ヨシヅヤ・Yストア犬山店）	食料品、家庭用品、衣料品	最寄り品
2	カネスエ五郎丸店	食料品、家庭用品、衣料品、身の回り品	最寄り品
3	フレスポ犬山（クスリのアオキ犬山上野店）	医薬品・化粧品、家庭用品	最寄り品
4	DCM 犬山店、ナフコトミダ犬山店	DIY 関連用品、家庭用品、食料品	最寄り品
5	スーパーマーケットバロー犬山楽田店	食料品、家庭用品	最寄り品
6	ゲンキー犬山五郎丸店	医薬品・化粧品、家庭用品	最寄り品
7	Mikaway 犬山店	食料品、家庭用品	最寄り品
8	ホームプラザナフコ犬山店	DIY 関連用品、家庭用品、花・植木・園芸用品	最寄り品
参考	マツヤデンキ犬山店※	家電	買回り品

※大型小売店ではないものの、買回り品の店舗として参考に記載

（資料：2026 全国大型小売店総覧）

■表 大型小売店舗（買い回り品）

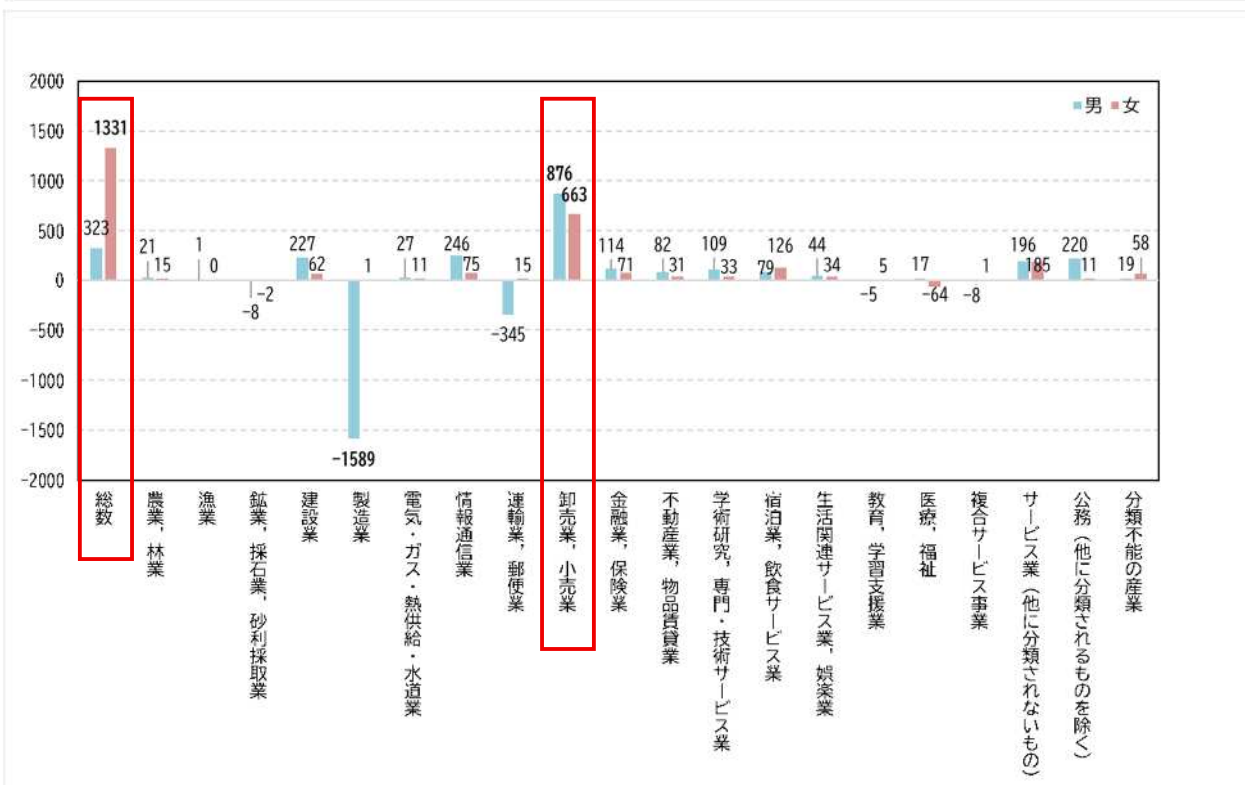
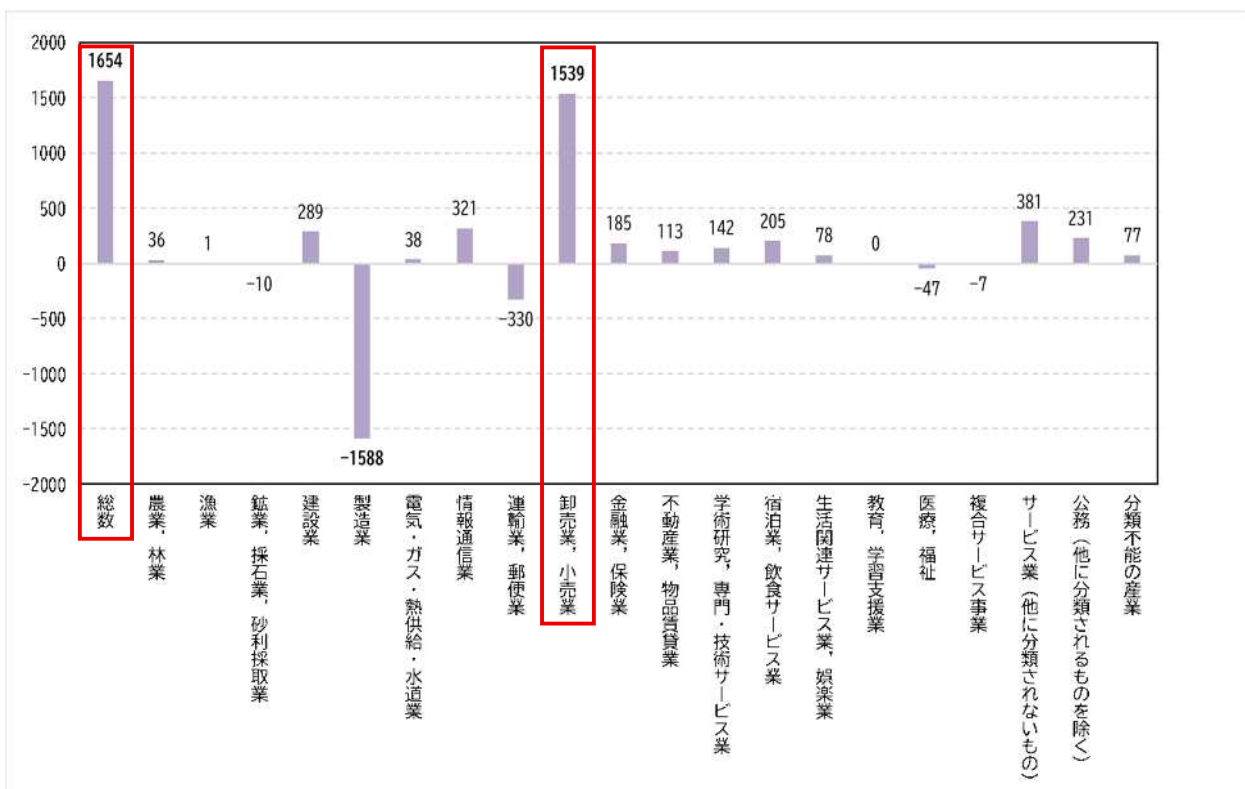
	自治体名	施設名
1	扶桑町	イオンモール扶桑
2	大口町	MEGA ドン・キホーテ UNY 大口店
3	小牧市	イオン小牧店
4		MEGA ドン・キホーテ UNY 小牧店
5		ピアーレ桃花台
6		ケースデンキ小牧店
7		ヤマダデンキテックランド New 小牧店
8		キンブル小牧店
9		大善家具
10	各務原市	アピタ各務原店
11		イオンタウン各務原鵜沼（ザ・ビッグエクストラ各務原鵜沼店）
12		MEGA ドン・キホーテ鵜沼店
13		ニトリ各務原店
14		イオンタウン各務原鵜沼（エディオンイオンタウン各務原鵜沼店）
15		鵜沼西町複合店舗計画（アイベル鵜沼店）

（資料：2026 全国大型小売店総覧）

(2) 土地利用の視点

- ・おおむね全ての業種で、就業人口が従業人口を上回っており、市外に労働力が流出傾向にあります。こうした状況は特に、卸売業・小売業において、顕著であり、卸売業・小売業を営む施設が市内に少ないことが考えられます。また、男女別では、女性の方が流出傾向にあります。小売業をはじめとした製造業以外の業種では女性の働く場所がないことがうかがえます。

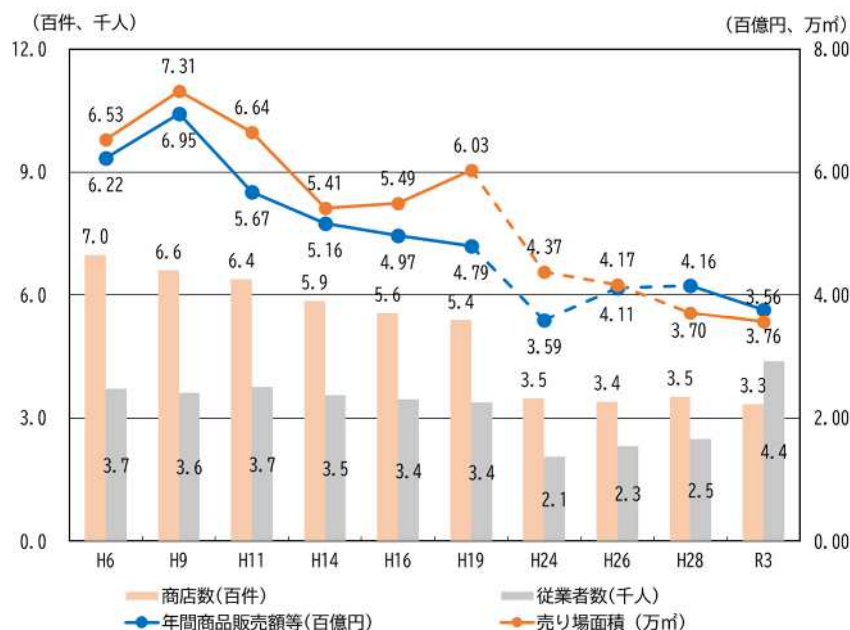
就業人口－従業人口（人）



■図 就業人口と従業人口の比較（R2）

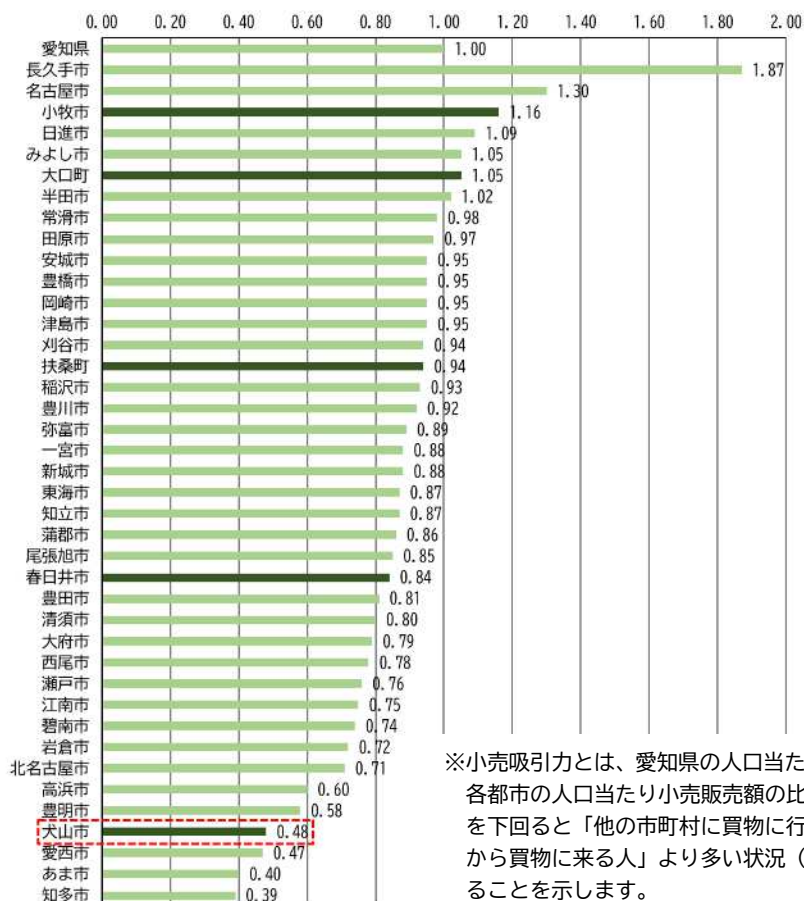
（資料：国勢調査）

- ・小売業の商店数、年間商品販売額は減少傾向にあるほか、小売吸引力は 0.48 と平成 28 年度（2016 年度）の 0.49 と比べて減少傾向にあり、隣接している自治体の中で最も低く、県内各市の中と比較してもかなり低い状況にあります。



注) 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改訂および調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しない。また平成 24 年、28、令和 3 年データは経済センサスによるもので、他の年度の商業統計調査と集計対象範囲が異なっている。

■図 小売業の動向（従業者 4 人以上）(資料：商業統計調査、経済センサス)

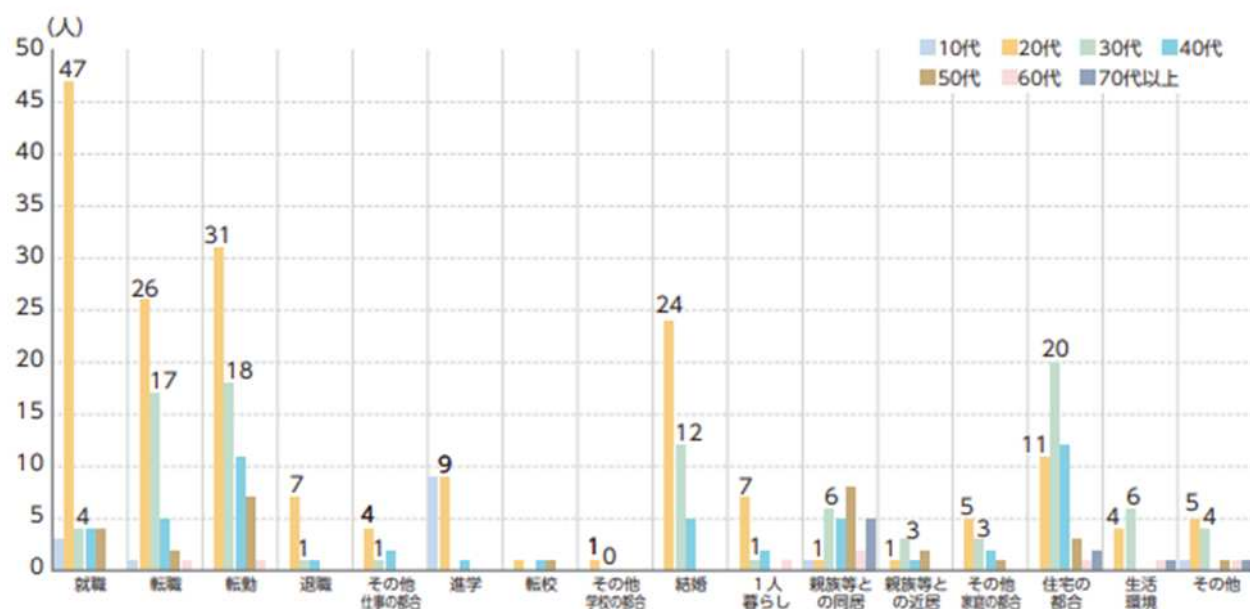


※小売吸引力とは、愛知県の人口当たり小売販売額に対する各都市の人口当たり小売販売額の比率をいい、これが 1.0 を下回ると「他の市町村に買物に行く人」が「他の市町村から買物に来る人」より多い状況（流出超過）の状況にあることを示します。

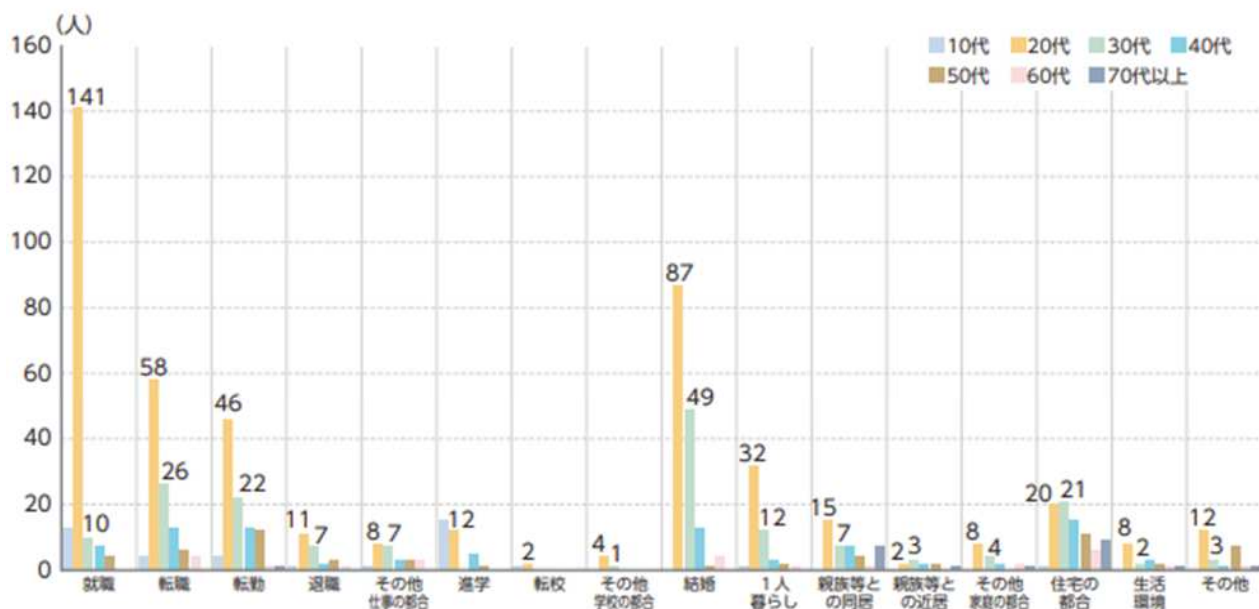
■図 小売吸引力の都市比較（愛知県下の市）

（資料：小売年間商品販売額は R3 経済センサス、人口は R2 国勢調査）

- ・総合計画策定にあたり、令和2（2020）年に行ったアンケートの転入転出理由に関する設問では、転入に対し、転出の回答が多く、理由は仕事の都合（就職、転職、転勤）が多くみられます。



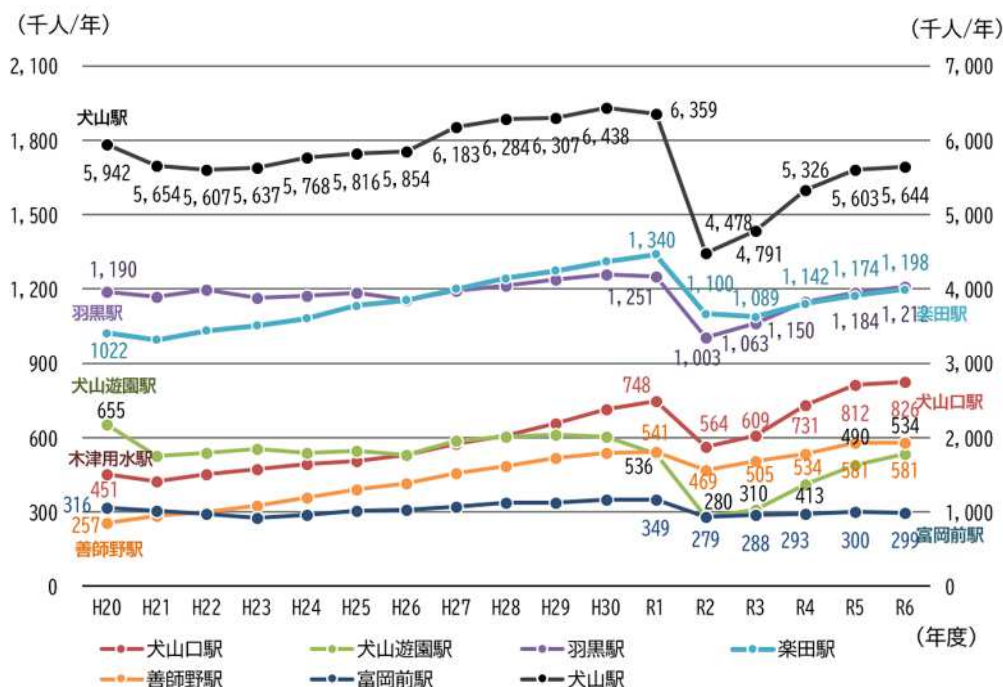
■図 転入理由



■図 転出理由

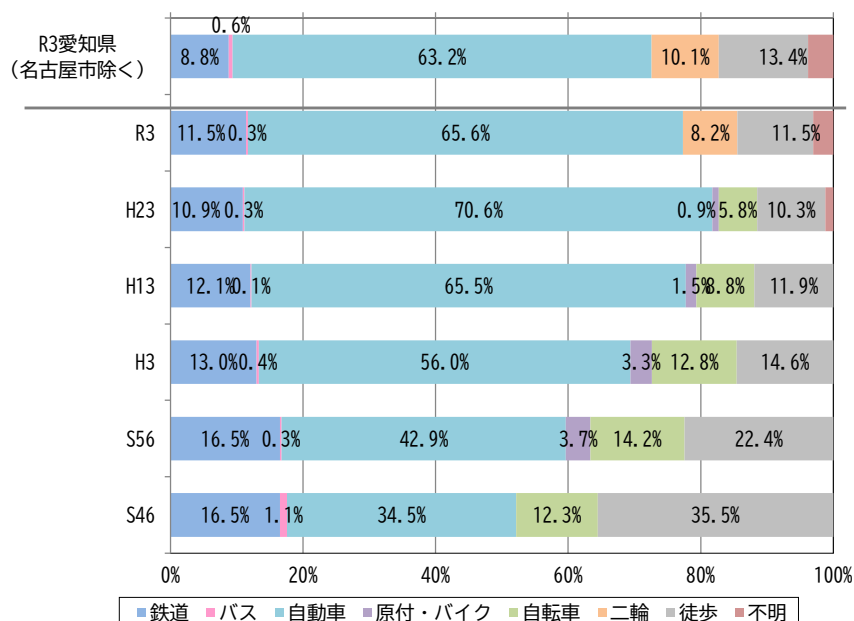
(3) 交通の視点

- ・鉄道について、本市には犬山駅をはじめ7駅、3路線が設置されています。
- ・平成23年度(2011年度)から鉄道駅の乗降客数は増加傾向にありましたが、令和2年度(2020年度)に新型コロナウイルス感染症の影響により乗降客数に大きな減少がみられます。令和3年度(2021年度)からは少しずつ増加傾向がみられます。



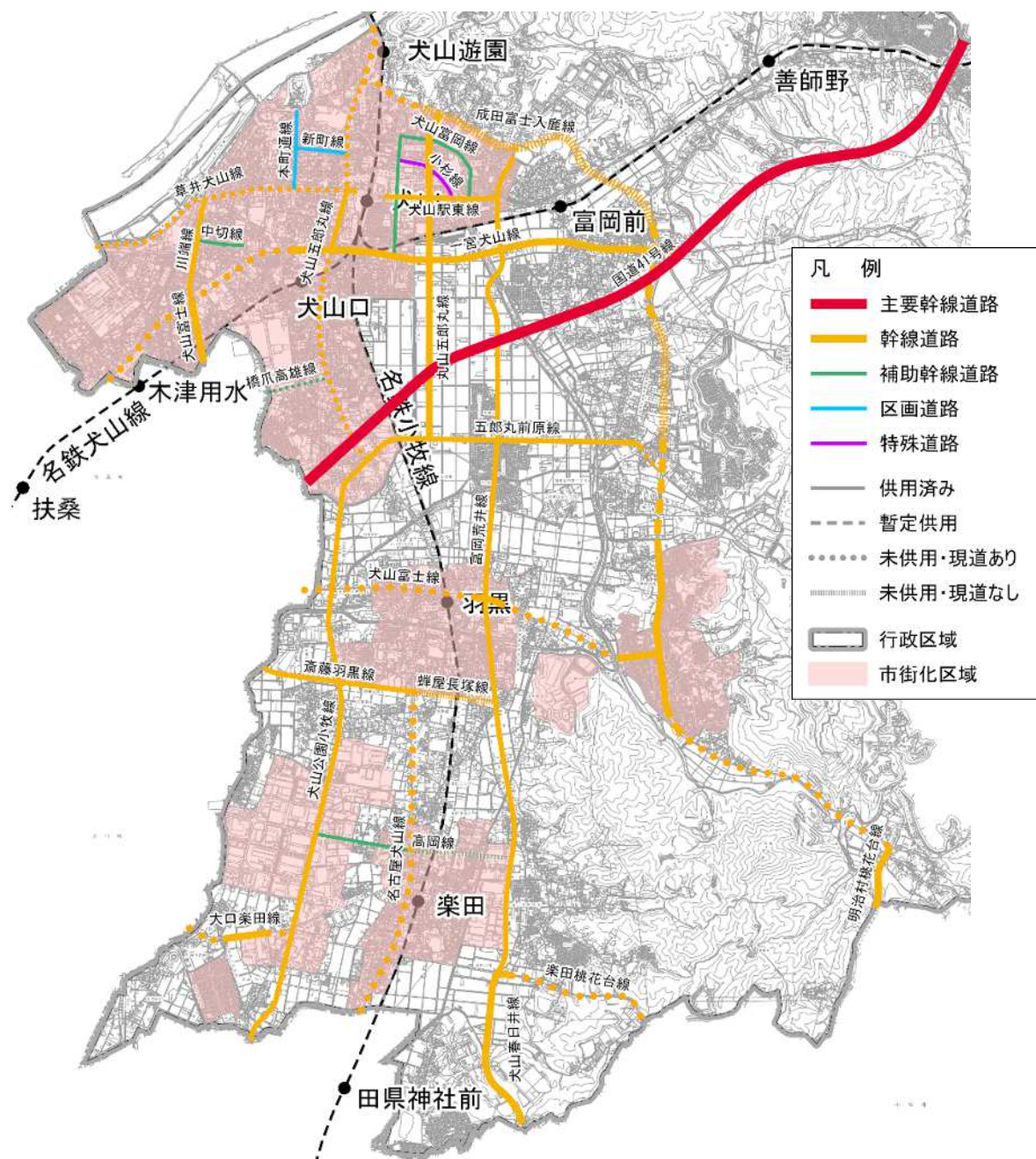
■図 名古屋鉄道各駅乗降客数の推移(資料:犬山市の統計)

- ・バスについて、本市には路線バスが明治村線、リトルワールド・モンキーパーク線の2路線が運行されており、コミュニティバスの10路線が市内のほぼ全域をカバーするように運行しています。
- ・代表交通手段として、これまで自動車の割合が増加し続けてきましたが、平成23年(2011年)から令和3年(2021年)にかけて、減少に転じており、鉄道、徒歩、二輪車(自転車を含む)の割合が増加しています。



■図 代表交通手段別移動の内訳(資料:第6回中京都市圏パーソントリップ調査)

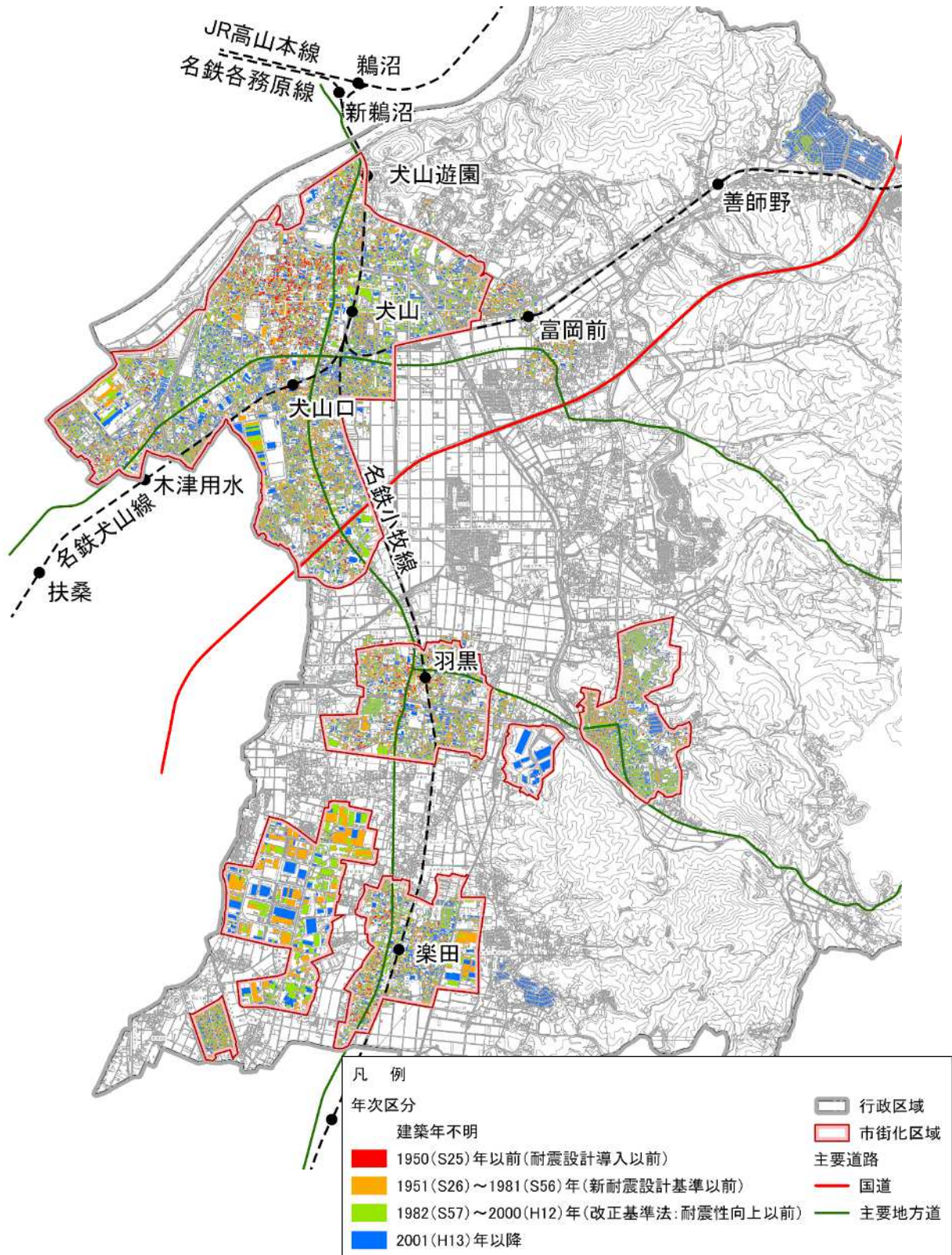
- ・本市における都市計画道路の整備率は、約 66.7%（令和 8 年（2026 年）3 月時点）となっていますが、未整備のほとんどが地域間をアクセスする幹線道路となっています。



■図 都市計画道路の整備状況（R8）（資料：犬山市）

(4) 市街地整備等の視点

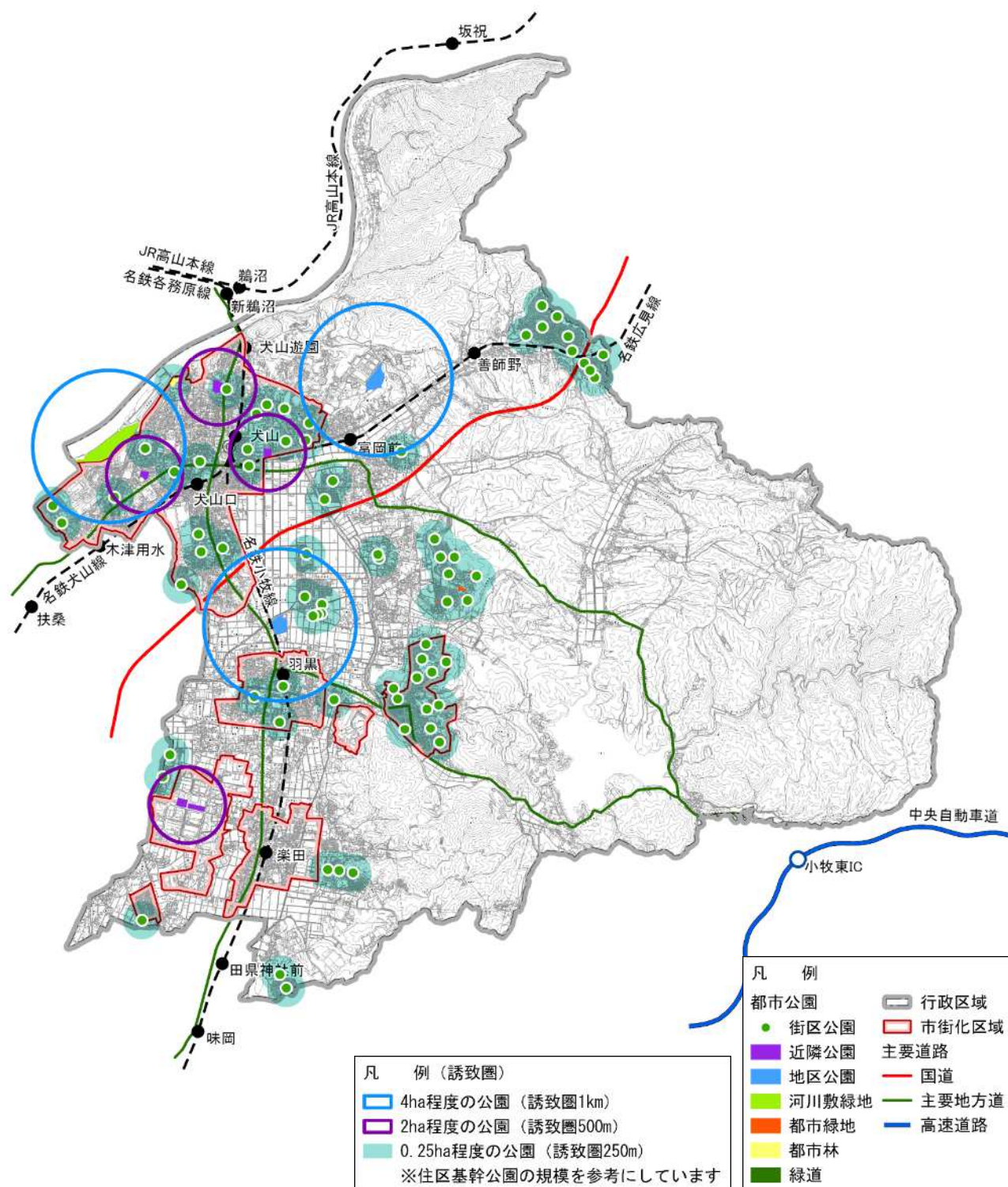
- ・犬山城下町をはじめ古くから形成されてきた市街地においては、建築年が古い建物が密集しており、狭あい道路などにより建物の更新が進まない場合があります。



■図 建築年代別の建築物分布状況 (R4) (資料：都市計画基礎調査)

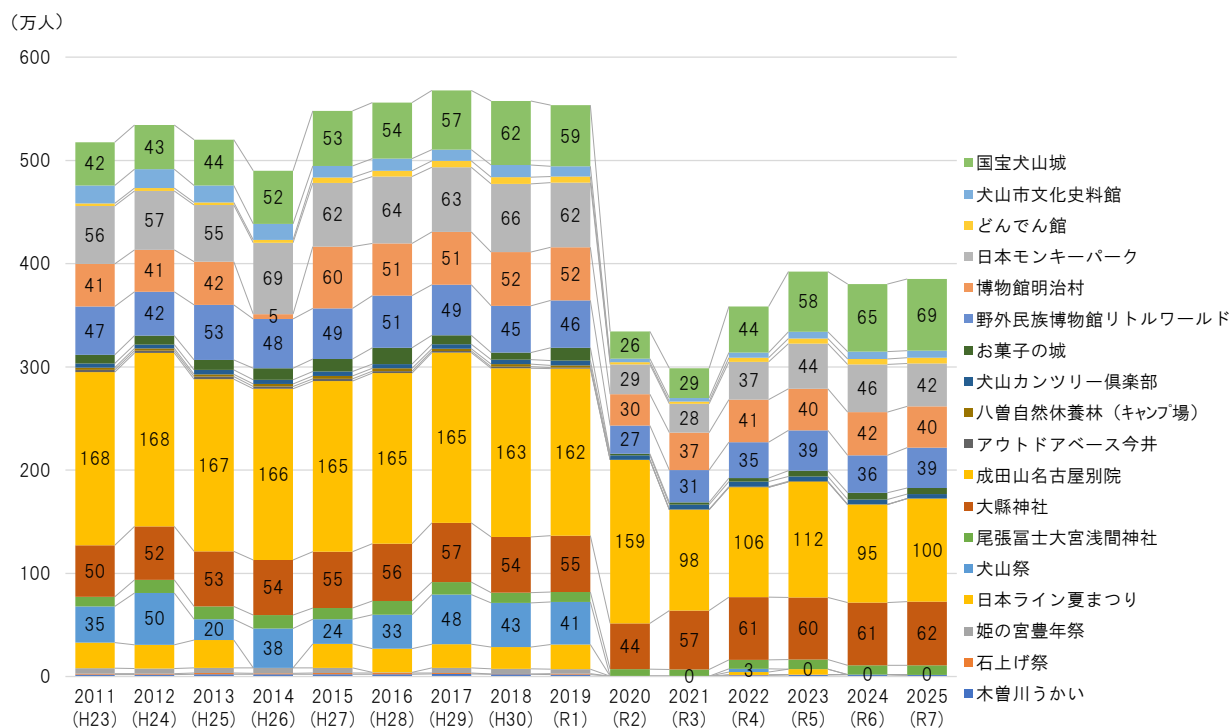
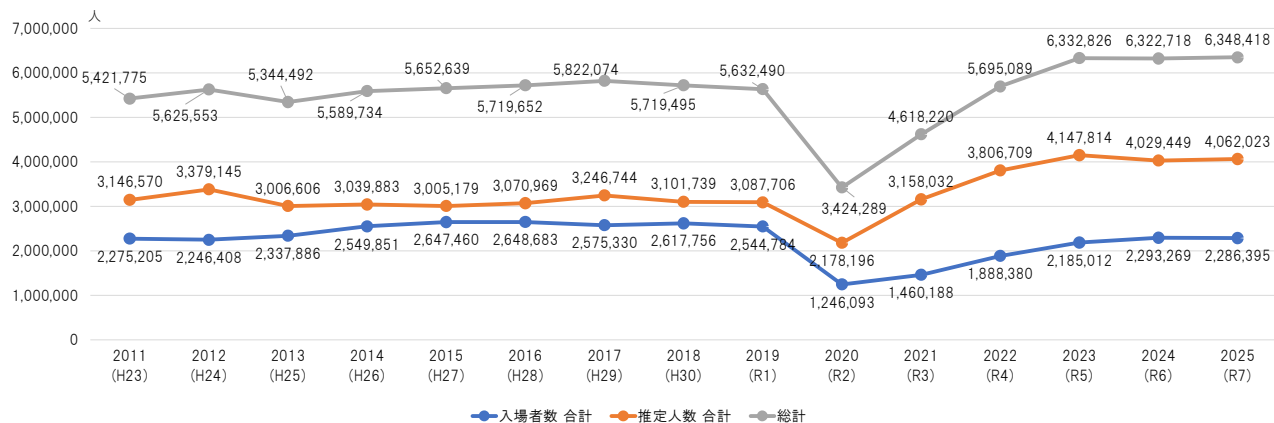
(5) 都市環境の視点（緑の基本計画共通）

- ・都市公園や緑地について、本市においては住区基幹公園として地区公園2箇所、近隣公園4箇所、街区公園68箇所、計74箇所が整備されており、そのほかに河川敷緑地1箇所、都市緑地3箇所、都市林1箇所、緑道1箇所が整備されています。
- ・市街化区域においては、犬山駅西側、犬山口駅周辺や楽田駅周辺の市街地の中心部において、住区基幹公園の誘致圏外エリアが分布しています。



■図 都市公園の分布状況 (R6) (資料：犬山市)

- ・本市の観光入込客は令和7年（2025年）に634万人で、近年は令和2年（2020年）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復し増加しました。
- ・なお、最も入込客数が多いのは成田山名古屋別院で、例年約100万人を超える来客があります。このほか、犬山城、大縣神社、博物館明治村、日本モンキーパーク、リトルワールドに例年約40万人以上の入込客があります。



■図 歴年観光入込客数（資料：犬山市）

2) 施策（取組）の達成度中間評価

(1) 都市計画マスタープランの中間評価

現行計画の策定後、都市づくりの方針に基づき、各種施策を推進してきました。これらの施策の実施状況や達成度を把握するとともに、必要に応じて計画内容を見直すため、下表に示す評価基準及び対応方針に基づき、中間評価を実施しました。

記号	区分・評価基準	対応方針
◎	完了 目標達成に向けた施策等が、おおむね完了した	新たに取り組む施策等がある場合は、その内容を計画書に反映する
○	実施中 目標達成に向けた施策等に着手し、継続中である	引き続き取組を推進することとし、原則として計画書の変更は行わない
△	検討中 施策等の実施に向けて検討中である	検討内容に変更がある場合は、その内容を計画書に反映する
×	未着手 施策等の実施に向けた検討が行われていない	今後も取組を実施する予定がない場合は、施策の削除を含め、計画書の内容を見直す

【施策の達成度中間評価のまとめ】

- ・ 1 土地利用 34／34 項目が○
- ・ 2 交通 18／19 項目が○、 1／19 項目が△
- ・ 3 市街地整備等 11／11 項目が○
- ・ 4 都市環境 33／33 項目が○
- ・ 5 都市防災 16／16 項目が○

都市づくりの方針に記載された内容の 113 項目のうち、112 項目が○評価(実施中)、1 項目が△評価(検討中)となっており、×評価(未着手)は見られなかったことから、方針に基づく各取組は概ね着実に進捗しているといえます。

なお、△評価となっている「犬山口駅、羽黒駅及び楽田駅では、駅前広場の利便性向上や利活用について引き続き検討を進めます。」については、立地適正化計画に基づき、周辺の土地利用、市街地整備について検討が進められています。

(2) 緑の基本計画の中間評価

現行計画の策定後、基本方針に基づき、各種施策を推進してきました。これらの施策の実施状況や達成度を把握するとともに、必要に応じて計画内容を見直すため、下表に示す評価基準及び対応方針に基づき、中間評価を実施しました。

記号	区分・評価基準	対応方針
◎	完了 目標達成に向けた施策等が、おおむね完了した	新たに取り組む施策等がある場合は、その内容を計画書に反映する
○	実施中 目標達成に向けた施策等に着手し、継続中である	引き続き取組を推進することとし、原則として計画書の変更は行わない
△	検討中 施策等の実施に向けて検討中である	検討内容に変更がある場合は、その内容を計画書に反映する
×	未着手 施策等の実施に向けた検討が行われていない	今後も取組を実施する予定がない場合は、施策の削除を含め、計画書の内容を見直す

【取組の達成度中間評価のまとめ】

- ・基本方針1 未来につなぐ緑 取組 11/11 項目が○
- ・基本方針2 安全をつなぐ緑 取組 7/7 項目が○
- ・基本方針3 情景をつなぐ緑 取組 14/14 項目が○
- ・基本方針4 人をつなぐ緑 取組 11/15 項目が○ 4/15 項目が△
- ・重点施策 10 項目のうち、「都市公園等の魅力向上に向けた官民連携」が△

- 基本方針4のうち、△である項目は「自然環境を活かした体験、イベント、講座等の充実」「都市公園等の活性化」「都市公園等の維持・確保」「東海自然歩道や河川沿いの遊歩道等の利活用促進（ウォーキングコースの周知）」が該当しています。
- 特に「自然環境を活かした講座」・「遊歩道等の利活用促進」においては講座内容の恒常化や周知方法の変更による見直しが課題となっています。
- また、市民協働による「都市公園等の維持・確保」に関しては、対象となる規模の公園がない、清掃活動や花植え活動に参加する愛護会がない等、市民参画機会がないことが要因と考えられます。
- 重点施策については、特に Park-PFI や設置管理許可制度等による公園の利活用について、「都市公園等の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査（令和4年度）」を踏まえ、その後も検討を行っているものの、具体的に事業者の参入メリットが得られる公園がない等の意見が寄せられています。一方で、都市公園における指定管理者（羽黒中央公園）や、占用許可制度によるイベント開催等、民間事業者による公園の利活用件数が増えています（内田防災公園等）。

- 官民連携手法のうち、Park-PFI や設置管理許可制度等では民間事業者の参入メリットを得られる公園がないとの意見であったが、引き続き、指定管理者制度や市が整備した施設（既存を含め）の管理許可制度、占用許可制度等の各種制度の柔軟な活用により都市公園等の魅力を向上させていくことが課題です。

目標水準

現行計画の第6章で設定した目標水準は、計画期間中に取り組む各種施策を推進しながら、計画の目標年次（令和12年度（2030年度））での達成を目指します。

1) 基本となる目標水準

目標	従前値 (基準時点)	中間値 (基準時点)	目標水準 (2030年度)
公園、緑地、農地、山林など様々な「緑」をととても身近に感じている市民の割合	41.4% (2021年)	—	増加

2) 緑地の保全に関する目標水準

「農用地内耕作放棄地の面積」は増加傾向であると共に、「森林保全のための整備活動への参加者数」は減少しています。目標水準への達成に至らない可能性があることから、取組内容の見直しや強化が必要です。

目標	従前値 (基準時点)	中間値 (基準時点)	目標水準 (2030年度)
農用地内耕作放棄地の面積	6.7ha (2021年)	7.4ha (2025年)	減少
森林保全のための整備活動への参加者数	334名/年 (2019年)	251名/年 (2024年)	増加
防災重点農業用ため池の耐震補強対策	11箇所 (2022年)	7箇所 (2025年)	全ての対策完了

3) 緑化推進に関する目標水準

「緑化に関するイベント・講座等の参加人数」はやや減少傾向にあります。目標水準への達成に至らない可能性があることから、取組内容の見直しや強化が必要です。

目標	従前値 (基準時点)	中間値 (基準時点)	目標水準 (2030年度)
緑化に関するイベント・講座等の参加人数	229名/年 (2019年)	202名/年 (2024年)	増加
都市公園等オープンスペースの面積	77.0ha (2022年)	77.6ha (2025年)	増加
木曽川（内田地区）河川空間の再整備	— (2022年)	着工に向け整備 方針の検討中	整備完了
民間活力を導入した公園の再整備等	— (2022年)	— (2025年)	1箇所以上

8 課題の再整理、見直し方針について

以上の整理を踏まえ、①人口・都市構造、②土地利用、③交通、④市街地整備等、⑤都市環境（緑の基本計画）、⑥都市防災の各視点から、今後特に対応が求められる課題及び新たに顕在化した課題を整理します。あわせて、これらの課題の変化を踏まえた都市計画マスタープランおよび緑の基本計画の見直し方針を、以下に示します。

視点	①人口・都市構造	②土地利用	③交通	④市街地整備等	⑤都市環境（緑の基本計画共通）	⑥都市防災
上位・関連計画の変化	第6次犬山市総合計画後期基本計画の策定					
	国土形成計画の策定					
		市街化調整区域内地区計画運用指針の改定	愛知県自転車活用推進計画の策定	市街化調整区域内地区計画運用指針の改定	都市緑地法の一部改正	犬山市立地適正化計画(防災指針)の策定
まちづくりの潮流の変化	官民連携まちづくり	官民連携まちづくり	自転車を活用したまちづくり	・公共施設やインフラの老朽化への対応 ・官民連携まちづくり	・環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 ・人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 ・Well-being が実感できる水と緑が豊かな都市 ・グリーンインフラの活用	あらゆるリスクに備えるしなやかな国づくり
都市に係る数値の変化・推移	・総人口は令和2年から7年にかけて-4.3%と大きく減少、中心市街地でも大きく減少している地区がある ・社会動態が減少に転じた ・市街化調整区域の人口についても3割程度と高水準で推移 ・集落地等において、スーパーマーケットなどの最寄り品購入のための都市機能が不足 ・市全域では、買回り品購入店舗がほとんど見られない	・犬山市外で働く人が多く、特に卸売業、小売業で労働力が流出傾向 ・小売吸引力が県内の他市町村と比較して低く、さらに減少傾向 ・仕事の都合での転出者が多い	・代表交通手段は、自動車が減少し、徒歩・二輪車(自転車を含む)が増加 ・都市計画道路の整備が進捗	・犬山駅西側などにおいて、老朽建築物の更新が進んでいない	・都市公園徒歩圏外の地域 ・観光客数の増加	
施策の達成度中間評価	おおむね施策は進捗しており、引き続き取組を進めていく					

基本的課題 (赤字は特に対応が必要となる課題) (青字は中間評価等を踏まえた新たな課題)	●少子高齢化・人口減少下における持続可能な都市構造の形成 ●身近な生活圏の構築 ●中心市街地の機能維持・活性化 ●各地区に点在する拠点機能の強化 ●既存の集落地などの地域コミュニティの活力維持	●戸建てや集合住宅など土地利用に応じた良好な居住環境の維持・充実 ●都市のスポンジ化の抑制 ●鉄道駅や幹線道路沿道のポテンシャルを活かした商業集積の強化 ●工業集積が進む工業用地の操業環境の維持・充実 ●新たな産業立地の促進	●快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築 ●交通結節機能の強化 ●環境負荷の少ない都市の構築 ●広域連携・地域間連携を促進する道路網整備 ●需要増加に対応した便利で安全な歩行者・自転車利用空間の形成	●定住を促進する暮らしやすい市街地の整備 ●郊外集落・住宅団地における都市基盤の維持改善 ●市街化区域における密集市街地や狭あい道路の解消 ●空き家・空き地の適正な管理や利活用	●自然との共生と低炭素・循環型社会の形成 ●公園緑地の保全・活用 ●歴史文化資源の保全・活用 ●ランドマークとなる景観形成 ●地域特性を生かした景観形成 ●樹木の高木化・老木化による安全性の確保 ●都市公園等の魅力向上	●市街地などの防災性向上・安全性確保 ●想定される災害に対応した地域の避難体制の強化
見直し方針	・集落地等における生活利便性を確保するための土地利用方策の検討	・にぎわいの創出や職住近接の実現に向けた、幹線道路沿道などにおける多世代が利用、就業できる商業機能の立地促進	・自家用車に頼りすぎることがなく生活できる都市構造の実現および観光資源を活かしたさらなる来訪者増加に向けた、自転車ネットワークの形成	・中心市街地や各拠点の活性化に向けた、市街地の再整備手法、土地利用推進方策の検討 ・定住促進、生活利便性向上に向けた、新たな住居系・商業系市街地整備の検討	・民間活力の導入に加え、公園や地域の特性を生かした多様な利活用手法の検討	・市街地における防災性の確保策の位置づけ